

栗谷町会
町会会館規則

初版 2021年7月1日

この規則は、栗谷町会（以下本会という）活動並びにコミュニティー活動用施設及び防災防犯活動拠点として、会員とその家族及び団体の親睦、連帯、福祉、防災防犯、文化、教育意識向上を図るために会館の使用について、管理運営に関わる必要事項を定めることを目的とする。

第1条（名称及び位置）

名称及び位置は次の通りとする。

名 称 栗谷町会会館（以下会館という）

位 置 川崎市多摩区栗谷2丁目1番22号

第2条（使用資格）

会館の使用者は、本会の会員（以下会員という）で構成する団体及び会員と会員家族とする。

但し、本規則の定めるところにより町会役員会（以下役員会という）が、審査し適格者として使用を認めた場合はこの限りではない。

第3条（使用目的）

会館の使用目的は次の通りとする。

- （1） 本会の総会、役員会、委員会など町会が主催するすべての会議、集会、会合。
- （2） 本会が支援する団体の主催する会議、集会、会合。
- （3） 会員と会員家族の福祉、厚生、親睦、文化、教育的向上及び私事等を目的とする集会、会合。
- （4） 災害発生時の防災拠点。
- （5） 官公庁が公共を目的とした行事、説明会等。
- （6） その他、役員会が認めた行事、会議、集会、会合等。

第4条（管理運営）

- （1） 会館の運営は、町会が行なう。
- （2） 会館の管理は、役員会が会員より会館管理者（以下管理者という）を選出して管理を委託する。
- （3） 会館の維持管理に必要な経費は本会予算による。
- （4） 使用料、その他の収入は本会の収入とする。

第5条（使用制限）

次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- （1） 特定の政治団体を支持、支援すること。
- （2） 特定の候補者を支持、支援すること。
- （3） 特定の宗教団体を支持、支援すること。
- （4） 建物、設備、備品を破損するおそれがあると認められるとき。
- （5） 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- （6） 未成年者のみで使用するとき。
- （7） 反社会的勢力の構成員及びそれらに準ずる者および団体。
- （8） 使用者が会員および会員以外で営利事業を目的とする場合は、会館の使用はできない。
但し、会員及び会員以外の健康増進、文化、教育的向上を目的とするものについては、役員会の承認を得たのち使用できるものとする。
- （9） その他会館の管理運営上、支障があると認められたとき。

第6条（使用の申し込みと許可）

会館使用の申し込み手続き及び使用方法は、次の通りとする。

- (1) 各団体の責任者並びに代行者、また会員及び家族の場合は、本人が会館予約サイトまたは管理者に電話連絡にて申し込む事が出来る。
申込者は使用当日までに別表の使用料金を本会会計または管理者に支払う事とする。
- (2) 各団体の役員会、委員会等の定期的な使用については、前もって役員会の承認を得る必要がある。
- (3) 使用許可を受けたものが、取り消し又は変更を希望する場合は、速やかにその旨を管理者に届ける、または予約サイトの変更を速やかに行わなければならない。
- (4) 使用許可を受けたものが、断わりなく他の目的に或いは他人に流用してはならない。
- (5) 本会は緊急的事由により、既に使用許可した場合でも取り消し或いは変更を求めることができる。

第7条（使用責任者）

使用者は、責任者を決め（責任者は会員であること）、この規則に定める各条を遵守しなければならない。

但し、責任者が会員以外の場合には、会長及び役員会の承認を得てこの規則に定める各条を遵守しなければならない。

- (1) 使用当日までに、管理者より鍵を受け取り、使用後は速やかに鍵返却BOXか管理者に鍵を返却すること。
但し、本会より会館の鍵を付与された団体にはこの限りにあらず。
- (2) 使用後は、会館備え付けの「会館使用チェック表」に所定事項を記入すること。

第8条（使用上の遵守事項）

使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気に十分注意すること。
- (2) 建物、備品、用具などを損傷及び汚さないこと。
- (3) 指定場所以外での喫煙はしないこと。
- (4) 騒音等により、近隣に迷惑をかけないこと。
- (5) 使用後は、電気器具類のプラグを抜き、ガスの元栓を締めること。
- (6) ゴミは必ず持ち帰ること。
- (7) 使用した備品類の後片付けをし、整理、整頓、及び室内とトイレの清掃を必ず行う事。
- (8) 使用後は、火気等の安全を確認し、消灯及び戸締りをすること。
- (9) 許可なく物品を搬入したり、陳列したり、広告、宣伝物の掲示をしないこと。
- (10) 会館にて飲食を伴う場合には事前に通知すること。

第9条（損害賠償責任免責）

使用者の責に帰する事由により、本会または第三者に損害を与えた場合、使用者が当該損害に関する責を負うものとし、本会はその当該損害に関する責を負わない。

- ① 物品販売の金品等の損害、サービスによる損害
- ② 物品及び金品等の盗難の損害
- ③ 物品及び金品等の紛失の損害
- ④ 傷害及び事故等の損害
- ⑤ 第6条4項の虚偽申請の使用停止

第10条（使用時間）

会館の使用時間は、原則として、午前9時より午後9時までとする。

第11条（使用料金）

1. 本会または本会が支援する団体の主催する会議、集会、会合は原則として無料とする。
2. 会員の個人的使用及びサークル活動、その他会長及び役員会において許可を受けたものは、有料として別表の料金を支払うものとする。
3. 本規則発布以前に使用実績の有る団体等は現行の使用料とする。

第12条（規則の改廃）

本規則の改廃は、役員会の決議によるものとする。

（附則）本規則は、令和3年7月1日より実施する。

